

ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

本業務は、知立市公共下水道の施設（管渠施設、ポンプ施設等）維持における官民連携手法の導入に向けて、施設の現状と課題の整理を行うと共に対象業務・対象施設、事業手法等の検討、民間事業者へのサウンディング型市場調査を実施し、最適な事業スキームを決定することを目的とする。

2. 本業務の内容等

(1) 業務名

ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務

(2) 業務の内容

別紙「ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務 特記仕様書」

（以下「特記仕様書」という。）のとおりとする。

(3) 履行機関

契約締結日の翌日から 2027（令和9）年3月23日（火）まで

(4) 費用の上限

総額 27,000 千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※上記金額は、単に業務規模を示すためのものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。なお、この上限額を超える提案は、提案内容に関わらず無効とする。

3. 参加資格要件

参加資格を有する事業者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）で参加する場合は、(11)の条件も満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しないこと（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）。
- (2) 業務の種類に応じ、契約時点で知立市入札参加者名簿に登載されていること。
- (3) 参加意向申出書の提出日から選定結果の通知日までの間に、知立市入札参加資格停止要領による入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 知立市が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (7) 愛知県内に本店（本社）又は事業所等（支店、営業所等）があること。なお、共同企業体の場合は、いずれかの企業が上記に該当していればよい。
- (8) 過去5年以内に、官公庁等が発注した、次に掲げる同種の業務の実績（元請に限る。）を有するものであること。
- ア ウォーターPPPの導入検討委託業務
- イ PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務
- (9) VFMの検討等の業務を円滑に遂行するため、官公庁等が発注する包括施設管理委託等の導入検討業務の経験を有する公認会計士有資格者を配置できること。
- (10) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者については、次の資格を有し、下水道に関する経験・知識を有する技術者を配置すること。なお、本業務の照査技術者は、管理技術者、担当技術者を兼ねることはできない。
- ア 管理技術者
- 管理技術者は、技術士（上下水道部門、総合技術監理部門「上下水道部門」）、RCCM（下水道部門又は上水道及び工業用水道）の内、いずれか資格を有する者で、過去において、対象業務と同種又は類似業務の実績を有する者。
- 同種又は類似業務は、過去5年間（2021年4月以降に完了しているもの）において、官公庁等が発注した次のいずれかの業務を管理技術者または担当技術者として従事した経験とする。
- ・同種業務：ウォーターPPPの導入検討業務委託
 - ・類似業務：PPP/PFI（官民連携）に関する支援業務
- イ 照査技術者
- 照査技術者は、技術士（上下水道部門、総合技術監理部門「上下水道部門」）、RCCM（下水道部門又は上水道及び工業用水道）の内、いずれか資格を有する者とする。
- (11) 共同企業体は、次に掲げる条件をすべて満たすこと。
- ア 共同企業体は代表者を選定するとともに、共同企業体に所属する構成員（以下「構成員」という。）のすべてを明らかにし、各々の役割分担を明確にしなければならない。
- イ 構成員は、複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自ら単独で参加することはできない。
- ウ 構成員は、共同企業体として合意、協定、契約その他これらに類するものを書面（以下「合意書等」という。）にて、締結しなければならない。
- エ 構成員は、上記(1)～(7)のすべての条件を満たさなければならない。なお、(8)～(10)については、代表者が該当していればよいものとする。ただし、照査技術者は構成員から選出しても良いこととする。
- オ 本要項「4. プロポーザル参加意向の申出」の受付期間後は、構成員を変更することはできない。

4. プロポーザル参加意向の申出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記の方法により参加意向を申し出ること。

(1) 受付期間

令和8年4月15日(水)～5月7日(木) 午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、下記の(3)入力内容・提出書類で示す内容を入力し、必要な資料を提出すること。

なお、(3)で示す提出書類は、専用フォーム内の指示に基づき提出すること。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1521647>



(3) 入力内容・提出書類

ア 入力内容

- ・会社名、代表者名、所在地
- ・担当者名、所属、役職、電話番号、メールアドレス

イ 提出書類（様式は、市ホームページから取得すること）

- ・プロポーザル参加意向申出書（知立市プロポーザル方式実施要綱 様式第1）
- ・会社概要書（任意様式）

設立年月日、代表者氏名、資本金、売上高、自己資本比率、賠償責任保険の加入有無、従業員数（うち技術者数）及び業務内容等について具体的に記載すること。また、業務協力を予定している会社等がある場合は、その全てについて同様に記載すること。
なお、記載内容を満たしている場合は、会社パンフレット等を添付してもよい。

- ・業務実績調書（様式第2-1）

同種業務についての受注実績を記載すること。

- ・配置予定技術者一覧（様式第2-2）
- ・配置予定技術者調書（様式第2-3）

配置予定技術者が有する資格、同種・類似業務の実績を記載すること。

(4) 参加資格要件の確認・通知

参加申込者が参加資格要件を満たす者であるかを確認した後は、参加資格の有無及び必要事項を提案資格確認結果通知書（知立市プロポーザル方式実施要綱 様式第2）により、令和8年5月11日(月)までに参加申込者全員へ電子メールで通知するものとする。

なお、結果に係る問合せ及び異議申立ては、一切受け付けない。

5. 質問票の提出

本実施要領や仕様書等について不明な点がある場合は、下記の方法により提出すること。ただし、提案の状況、審査委員名等に関する質問は受け付けない。

(1) 提出期限

令和8年5月7日(木) 午後5時まで※必着

(2) 提出方法

質問書(様式第3)を下水道課(gesuido@city.chiryu.lg.jp)へメールにて送付すること。質問書の様式は市ホームページよりダウンロードし、質問事項を記載の上、PDFファイル及びその元ファイルを送付すること。

(3) 回答方法

提出期限までに質問の提出があった場合は、質問者の名称等を伏せた上で、令和8年5月11日(月)正午までに随時回答を市ホームページへ掲載する。

6. 企画提案書等の提出

上記4.(4)参加資格要件の確認・通知に記載のとおり参加の資格があると認められた者は、次のとおり提出すること。

(1) 受付期間

令和8年5月11日(月)～5月25日(月) 午後5時 ※必着

(2) 提出方法

専用フォームにアクセスし、必要事項の入力及び(3)で示す書類を提出すること。

専用フォーム URL <https://logoform.jp/form/H73k/1521662>



(3) 提出書類

	提出書類の名称	様式	留意事項等
1	企画提案書	任意様式	仕様書に基づき、明瞭に記載すること。
2	工程表	任意様式	契約締結日（令和8年6月中旬想定）から令和9年3月23日までの業務スケジュールを記載すること。
3	見積書	任意様式	業務内訳明細を記載し、一式計上はしないこと。

※提出書類に関する留意事項

- ・規格はA4版縦とし、書式やページ数については特に定めのないものとする（A3版による折込頁の挿入は可）。ただし、文字の大きさ等、見やすさに留意すること。
- ・提出書類は、企画提案書、工程表、見積書の順に作成すること。
- ・企画提案書の表紙にはタイトル（ウォーターPPP導入可能性調査委託業務）、会社名を記載すること。
- ・略語や専門用語については、必要に応じて脚注を付すこと。

7. 参加申込の失格・提案の無効

以下のいずれかに該当する場合は、参加申込の失格若しくは企画提案を無効とする。

(1) 参加資格要件を満たさなくなった場合

(2) 提出書類に関して次のいずれかに該当する場合

ア 提出方法、提出先及び期限に適合しない場合

イ 様式及び提出書類に関する留意事項に適合しない場合

ウ 虚偽の記載がある場合

- (3) 提案者が同一事項のプレゼンテーションに対して2つ以上の提案をした場合
- (4) 提案者が他人の提案の代理をした場合
- (5) 選定委員及び事務局関係者に直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、若しくは重要な文字の誤脱、識別し難い見積り又は金額を訂正した見積りをした場合
- (7) 「2. 業務の概要(4)費用の上限」に示す上限額を超える提案をした場合
- (8) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (9) 提案者に求められる義務を履行しなかった場合
- (10) 本要領の規定に違反すると市長が認める場合

8. プレゼンテーション及びヒアリング

企画提案書等の内容に関するプレゼンテーション及びヒアリングは、下記のとおり実施する。

- (1) 日 時 令和8年5月27日(水) 午後2時00分から
※各提案者の集合時間等、詳細は別途通知する。
- (2) 出席者：主担当者は必ず出席すること。
- (3) 実施方法
 - ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とする。
 - ・1社あたり30分間（ヒアリングの時間を含む。）を持ち時間とし、下記の時間配分で実施する。
〔時間配分〕 準備（5分）、企画提案内容のプレゼンテーション（15分）、ヒアリング（5分）、片付け（5分）
- (4) 本市で準備できる資材
 - ① HDMI 対応プロジェクター
 - ② 床置きスクリーン（100インチ）
 - ③ 会場の電源、コードリール
- (5) 留意事項
 - ・プレゼンテーション及び質疑への回答は、主担当者又は実際に業務に従事する者が主で行うこと。
 - ・プレゼンテーションで使用する資料は、提出済みの企画提案書等を基本とする。別途 PowerPoint 等で作成した資料を用いて説明することも可能とするが、提出済みの企画提案書等の内容に即して作成すること。

9. 審査方法

審査は、企画提案書等の提出書類及びプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた評価基準表に基づき、市が設置する選定委員会の委員が評価する。

- (1) 選定委員会の構成（6名）
上下水道部長、下水道課長、水道課長、財務課資産経営係長、下水道課下水庶務係長、下水道課下水工務係長

(2) 留意事項

- ・各項目の配点の合計を1委員につき100点満点として採点し、各委員の採点数の合計（委員6名/600点満点）が最も高い評価点数を得た提案者を受託候補者として選定する。
- ・委員の合計点数の合計が60%以上（360点以上）であることを最低基準とする。
- ・最も高い評価点数を得た者が複数となった場合、選定委員会で協議の上、受託候補者を選定する。
- ・提案内容には民間団体の秘密に属するものが含まれるため、審査は非公開で行うこととする。

10. 企画提案書等の公開又は非公開の別

選定委員会により選定された事業者の企画提案書等の提出書類は公開の対象とし、選定されなかった事業者の企画提案書等は非公開とする。

ただし、知立市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

11. 審査結果及び結果の公表

(1) 審査結果

審査後、令和8年6月1日(月)までに、企画提案書の提出者全員にプロポーザル結果通知書により、電子メールにて通知するものとする。

(2) 結果の公表事項及び方法

市ホームページにて、審査結果（業者名・点数）を公表する。なお、審査結果の詳細は公表しない。

12. 契約の締結

- (1) 選定委員会が選定した受託候補者と協議し、委託契約に係る仕様を確定させた上で地方自治法施行令第167条の2第1項に基づく随意契約で締結する。
- (2) 契約金額は、協議結果に基づき仕様書を作成し、これに基づき改めて見積書を徴収し決定する。ただし、金額は、「2. 業務の概要(4)費用の上限」に示す上限額を超えることはない。
- (3) (1)の協議が不調に終わった場合は、審査結果において次点の者と再度協議を行い決定するものとする。

13. スケジュール

日 程		内 容	受付・通知方法等
令和8年	4月15日(水)	実施要領・仕様書の公表	市ホームページ
	随時	質問票の提出 (5/7(木)17時まで受付)	市ホームページ
	5月7日(木)	参加意向申出書 提出期限	専用フォーム
	5月11日(月)	提案資格確認結果通知	電子メール・通知
	5月25日(月)	企画提案書 受付期限	専用フォーム
	5月27日(水)	プレゼンテーション	
	6月1日(月)	審査結果通知	電子メール・通知
		審査結果公表	市ホームページ
6月中旬	契約締結		

14. その他

- (1) 企画提案書等の作成及び提出、プレゼンテーション等、本プロポーザルの参加に伴う一切の経費はすべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の書類は返却しない。
- (3) 選考結果に係る異議の申立ては受け付けない。
- (4) 理由を問わず、参加意向申出、質問、企画提案書等の提出期限の延長は行わない。
- (5) 参加資格要件を満たした事業者が1社の場合であっても選定委員会を行うものとし、審査の結果、提案内容が仕様を満たしていると認められた場合には、その事業者を契約候補者に決定する。
- (6) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。
- (7) (6)の場合も含め、参加意向申出書提出後に辞退する場合には、辞退届(任意様式)を提出すること。
- (8) 提出書類については、本業務の審査以外の目的には使用しない。
- (9) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

15. 問合せ・提出先

知立市下水道課下水道工務係

〒472-8666 知立市広見三丁目1番地(2階 11番窓口)

TEL: 0566-95-0134(直通) E-Mail: gesuido@city.chiryu.lg.jp

【ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務 プロポーザル評価基準表 (1)】

番号	評価項目	評価の着目点	配点
1	管理技術者の同種・類似業務の実績 ・業務実績調書 (様式第2-1)	①【同種】過去5年以内に官公庁等が発注した、ウォーターPPPの導入検討業務委託の経験を有すること。 ②【類似】過去5年以内に官公庁等が発注した、PPP/PFI(官民連携)に関する支援業務の経験を有すること。	① 5 ② 3
2	管理技術者の資格 ・配置予定技術者一覧 (様式第2-2) ・配置予定技術者調書 (様式第2-3)	①技術士(次の部門・選択科目に限る) 技術士(上下水道部門「下水道」) 技術士(総合技術監理部「上下水道部門」) ②RCCM(下水道) ③技術士(上下水道部門「下水道以外」) RCCM(上水道及び工業用水道)	① 5 ② 3 ③ 1
3	当該地域の業務実績*	①知立市における下水道関連の設計業務実績がある。 ②愛知県知立建設事務所管内における下水道関連の業務実績がある。 ③愛知県内における下水道関連の業務実績がある。	① 5 ② 3 ③ 1
4	地域精通度	①愛知県内に本社・本店がある。 (企業体の場合、全ての企業) ②愛知県内に支店・営業所がある。 (企業体の場合、全ての企業) ③企業体の場合いずれかの企業が愛知県内に本社・本店又は支店・営業所がある。	① 5 ② 3 ③ 1

※共同企業体の場合は、構成企業のいずれかが該当していればよい。

【ウォーターPPP 導入可能性調査委託業務 プロポーザル評価基準表 (2)】

番号	評価項目		評価の着目点	配点
5	企画提案書	提案内容 (全体)	【業務の理解度】 ・本業務の目的・内容を正しく理解しているか。 【本市の理解度】 ・背景、課題、特徴を踏まえた提案であるか。	10
6		【企画提案テーマ1】 PPP/PFI 手法の選択及びスキームの検討方法	・PPP/PFI 手法を選択するに当り、整理する項目、整理方法は明確であるか。 ・スキームを作成するに当り、整理する項目、整理方法は明確であるか。 【的確性】 ・問題、課題、留意点等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合、優位に評価する。 【実現性】 ・提案内容に説得力がある場合、優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合、優位に評価する。	10
7		【企画提案テーマ2】 サウンディング型市場調査の具体的な方法	・調査内容や方針が具体的に提案されているか。 ・調査設問の作成方法が具体的に示されているか。 【的確性】 企画提案テーマ1と同じ 【実現性】 企画提案テーマ1と同じ	15

番号	評価項目		評価の着目点	配点
8	企画提案書	【企画提案テーマ3】 導入効果の検証方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 直営での概算事業費の試算に必要な業務が具体的に示されているか。 ・ 効果額の算定にあたり、その算出方法が明確であるか。 ・ 定量面と定性面の具体的な評価内容の提案がされているか。 【的確性】 企画提案テーマ1と同じ 【実現性】 企画提案テーマ1と同じ	15
9		工程表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各工程の業務量と工程計画の整合が図られているか。 ・ 効率的な工程となっているか。 	10
10		その他効果的な提案事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務の遂行に有効な、独自のアイデアを活かした提案であるか。 	5
11	プレゼンテーション	業務の取組意欲	【取組意欲】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 説明が分かりやすく説得力があり、業務に対する意欲がみられるか。 【説明能力】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 質問に対する応対が明快で、的確な回答であるか。 	5
12	価格点	見積価格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最高点を10点とし、見積額に応じて相対的に評点する。 ・ 採点方法は以下の通り。契約上限額の75%を満点とし、見積額に応じて相対的に評価する。 $10 \text{ 点} \times (1 - \text{見積価格} / \text{上限額 } 27,000 \text{ 千円}) \times (100\% / (100\% - 75\%))$ 小数点以下切り捨て。 	10
合 計				100